

居場所のつながり推進事業業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名

居場所のつながり推進事業業務委託

(2) 業務の目的

本業務の目的は、多様な居場所づくりの担い手がつながるプラットフォームとなる「つながりの場」の構築を図ると共に、その「つながりの場」等を活用して、福祉課題を抱える人に、適切な社会資源をマッチングさせることで、課題の解決を目指すものである。なお、本業務は、社会福祉法106条の4第2項第3号に規定される、重層的支援体制整備事業における地域づくり事業である。

(3) 業務内容

「居場所のつながり推進事業業務委託仕様書（案）」のとおり

(4) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2. 予算(見積限度額)

令和7年度予算 0円

令和8年度予算 8,362,000円(消費税及び地方消費税含む)

3. プロポーザル審査委員会

(1) 目的：居場所のつながり推進事業業務委託を実施するに当たって、プロポーザル方式による契約相手方の候補者決定を厳正かつ公正に行うため、居場所のつながり推進事業業務委託プロポーザル審査委員会を設置する。

(2) 役割：委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- ①プロポーザル実施要領の確認に関すること。
- ②事業者選定に関すること。
- ③企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- ④その他必要な事項。

4. 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 四日市市の入札参加資格者名簿に登録を有していること。
- (2) プロポーザル実施公表の日から契約締結の日までの間、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準（平成21年6月1日施行）の規定による入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

(4) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

(5) 過去3年以内に、以下の業務のうち、一つ以上の実績を有するもの

- ・地域共生を目的とした地域づくりの担い手の連携に資する業務
- ・福祉分野における相談業務
- ・地域の居場所づくりに関する業務

5. 質問・回答

質問は、電子メール（様式任意 Word形式）にて、令和8年1月14日（水）17時まで受け付ける。

回答については、令和8年1月15日（木）以降、市ホームページで公開する。

6. 参加申込、資格審査

(1) 申込方法

申込方法は参加意向申出書（様式1）1部および会社概要（様式任意）8部、上記「4. 参加資格要件（5）」が確認できる書類8部を令和8年1月14日（水）17時までに福祉総務課へ持参または郵送で提出することとする。

(2) 資格審査

本実施要領に基づき参加資格を審査し、審査結果を応募者全員に対して、参加資格審査結果通知書（様式2）に電子メールより通知する。参加資格審査結果に対し説明を希望する応募者は、令和8年1月19日（月）17時までに電子メール（様式任意 Word形式）でその旨を記載した書面（様式任意）を福祉総務課へ提出すること。

7. 企画提案書等の作成、提出

参加資格の審査において、参加資格を有すると認められた応募者は提案書（様式3）及び参考見積書、企画提案書を令和8年1月23日（金）17時までに福祉総務課へ持参または郵送で提出することとする。なお、「居場所のつながり推進事業業務委託公募型プロポーザル企画提案書作成要領」を参照の上、作成すること。

8. 審査方法

「居場所のつながり推進事業業務委託公募型プロポーザル審査要領」参照

9. 審査結果

選定の当否については、プレゼンテーション参加者全員に対して、令和8年2月2日（月）までにプロポーザル審査結果通知書（様式4）により通知する。

10. 契約

受託候補者と企画提案書を参考に協議を行い、協議が整った場合に、委託金額の範囲内で契約を締結するものとする。なお、契約に際しては、仕様書の内容を一部変更する場合がある。また、受託

候補者として特定された者と協議が整わない場合は、次点の提案として評価した応募者と協議の上、契約を締結する場合がある。なお、次点者の権利は令和8年3月2日（月）をもって消滅することとする。

1 1. 日程

令和7年12月23日（火）	市ホームページにて募集開始
令和8年 1月14日（水）	参加意向申出書の提出期限及び質問受付期限
令和8年 1月15日（木）	参加資格審査結果の通知及び質問回答の公表
令和8年 1月19日（月）	参加資格審査結果の説明要求期限
令和8年 1月23日（金）	企画提案書等の提出期限
令和8年 1月28日（水）	審査委員会においてプレゼンテーション実施
令和8年 2月 2日（月）	審査結果通知
令和8年 2月中旬以降	随意契約の締結

※説明会は開催しない。

1 2. 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類は応募者へ返還しない。
- (2) 提出書類の著作権は、応募者に帰属するが、法令等に基づき応募者の許諾を得た上で公表する場合がある。

1 3. 情報公開及び提供

市のホームページにて、公募情報及び受託候補者名、応募者数等を公表する。また、提出された文書等については、四日市市情報公開条例により開示及び公開請求のあるときはその対象とする。

1 4. 問い合せ先

四日市市健康福祉部福祉総務課 福祉支援係

TEL : 059-337-9520／FAX : 059-359-0288

電子メール fukushisoumu@city.yokkaichi.mie.jp

※電子メールについては送受信を電話で確認すること

1 5. その他

- (1) 企画提案に要する費用（企画提案書の作成に要する費用、旅費等）は参加者の負担とする。
- (2) 応募を辞退する場合は、速やかに文書にて連絡すること。辞退により不都合な取扱いはしない。
- (3) 次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。
 - ①定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
 - ②提案内容に虚偽がある場合
 - ③応募者及び協力会社が審査関係者に対する不当な活動を行ったと認められる場合